

お茶と宇治のまち歴史公園使用料の誤徴収について

お茶と宇治のまち歴史公園の広場の使用料につきまして、指定管理者が条例を誤って解釈したことにより、誤徴収していたことが判明いたしました。

関係各位にお詫び申し上げますとともに、下記のとおり対応しておりますことをご報告いたします。

記

1. 本件の内容

お茶と宇治のまち歴史公園の広場（以下「広場」という。）部分の使用料は、使用者が広場への入場料を徴収する場合は、条例に定める額に 2 を乗じて得た額を加算すると定めています。しかしながら、入場料を徴収していないにもかかわらず、加算した額を請求していました。

2. 原因

会議室・体験室の利用において定めている「営業の宣伝その他営利の目的をもって使用する場合」という加算条件を誤って広場の使用にも適用したため。

3. 対応状況

誤徴収した使用料については、地方自治法第 236 条第 1 項の規定に基づき、5 年間遡及することとし、開園した令和 3 年 8 月以降の使用を返還対象とし、現在、指定管理者において、対象者に対してお詫びと説明を行い、返還手続きを行っているところです。

対象期間：令和 3 年 8 月～令和 7 年 7 月

件 数：17 件（対象団体は 13 団体）

返還金額：959,750 円

4. 再発防止について

再発防止に向けて、市及び指定管理者において、改めて、条例、規則等の確認を行い、マニュアルを改定するとともに、その遵守を徹底してまいります。

参考

○お茶と宇治のまち歴史公園条例

令和 3 年 3 月 31 日

条例第 5 号

(使用料)

第 8 条 第 3 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる行為の許可を受けた者は、別表第 1 から別表第 4 までに定める額の使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 使用料は、市長が定める期日までに納付しなければならない。

別表第 1（第 3 条、第 8 条、第 15 条関係）（略）

別表第 2（第 3 条、第 8 条、第 15 条関係）（略）

備考

1～3（略）

4 使用者が入場料その他の料金を徴収する場合及び営業の宣伝その他の営利の目的をもつて使用する場合は、この表（駐車場を除く。）に定める額（前 3 項の規定の適用がある場合は、これらの規定により算定した額）に 1 を乗じて得た額を加算する。

5（略）

別表第 3（第 3 条、第 8 条、第 15 条関係）

区分		単位	金額
広場	専用使用	1 平方メートル当たり 1 日	2 0 円
附属設備		附属設備ごとに、3, 0 0 0 円を限度として規則で定める額	

備考

1・2（略）

3 使用者が入場料を徴収する場合は、この表に定める額に 2 を乗じて得た額を加算する。

■お茶と宇治のまち歴史公園 貸出広場



＜広場面積＞

エントランス広場①	1,344 m ²
エントランス広場②	321 m ²
茶の祭典広場	843 m ²
にぎわい広場	412 m ²